

亀山市告示第217号

亀山プレミアム付商品券事業（Ver. 2）実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年11月14日

亀山市長 櫻井 義之

亀山プレミアム付商品券事業（Ver. 2）実施要綱の一部を改正する告示

亀山プレミアム付商品券事業（Ver. 2）実施要綱（令和4年亀山市告示第166号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際紛争の影響により物価が高騰する中、市が<u>市民等</u>に対し市内で使用できるプレミアム付商品券の販売等を行う事業を実施することにより、市内事業者のキャッシュレス決済によるデジタル化の推進を図るとともに、市民の生活を支援し、消費喚起を促すことにより市内経済の循環を図ることを目的とする。</p> | <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際紛争の影響により物価が高騰する中、市が<u>市民</u>に対し市内で使用できるプレミアム付商品券の販売等を行う事業を実施することにより、市内事業者のキャッシュレス決済によるデジタル化の推進を図るとともに、市民の生活を支援し、消費喚起を促すことにより市内経済の循環を図ることを目的とする。</p> |

第5条に次の1項を加える。

- 市長は、次条第1項の規定による申込みの期間の経過後において、更にプレミアム付商品券の購入の申込みを受け付けることが可能であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、プレミアム付商品券の購入の申込みをすることができる者は、プレミアム付商品券の購入を希望する個人とする。この場合において、次の表の左欄に掲げ

る規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|        |   |   |
|--------|---|---|
| 第6条第1項 | 令和4年9月15日から同年10月7日までの間に、デジタル型商品券にあつては             | デジタル型商品券にあつては令和4年11月16日から同月30日までの間に               |
|        | 専用はがきに必要事項を記入した上で郵送する                             | 同年12月5日から同月9日までの間に専用の申込用紙に必要事項を記入した上で市が指定する窓口提出する |
| 第6条第2項 | 通知を   | 通知を行い   |
|        | 購入が可能であることを証する購入引換券の交付を行う                         | 購入を許可する   |
| 第6条第4項 | が可能であることを証する購入引換券の交付                              | の許可   |
|        | 市長が別に指定した場所において当該購入引換券を提出することにより、交付された購入引換券に記載された | 当該許可を受けた  |
| 第7条第1項 | 令和4年11月1日から同月30日まで                                | 令和4年12月15日から同月28日まで                               |
|        | 同月1日から令和5年1月20日まで                                 | 同月5日から同月9日まで                                      |
| 第7条第3項 | 前項  | 前2項   |
|        | それぞれの購入申込者について、抽選                                 | デジタル型商品券にあつては抽選により、カード型商品券にあつては先着順                |
| 第8条第1項 | 期間は、令和4年11月1日から令和5年2月28日までの間                      | 期限は、令和5年2月28日                                     |

附 則

この告示は、公表の日から施行する。